
◇ 前 田 博 之 君

○議長（山本浩平君） それでは、13番、前田博之議員登壇願います。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 13番、前田です。財政運営と財政健全化プランについて質問いたします。ことしの9月ころから財政健全化プランの見直しの審議が行われます。持続可能な行財政運営を進めていくために重要なプランとなります。プランの実効性を高める点からも、町長の考え方が与える影響は大きいと思います。そこで、質問に入ります。

（1）町長の「財政がよくなっている」という認識とその理由及び財政基準の具体的項目と判断について。

（2）平成27年度決算状況について。

①一般・特別・企業会計の収支決算状況と財政調整基金について。

②固定資産税・法人町民税の超過課税額と職員給与削減額を除いた収支決算額について。

③特別会計と企業会計で一般会計からの繰入金を除いた収支決算額について。

（3）平成28年度財政運営の財源（町税・交付税等）見通しと歳出での懸念材料について。

（4）財政健全化プランの進捗状況について。

①健全化対策（歳入・歳出）として掲げた取り組みで、平成26年度から28年度の期間において、計画通り進めなかった事項とその裁量行為の考え方について。

②固定資産税・法人町民税の超過課税分に対する平成25年度から27年度の実調定額と収納額及び28年度予算計上額について。

③職員給与削減の平成25年度から27年度の給与・給料の実質削減率と削減実額及び平成28年度の削減率と額について。

④職員数計画の平成26年度から28年度の計画に対する実績及び職員採用数の実態について。

（5）財政健全化プランの見直しについて。

①見直しの基本方針と課題（歳入・歳出）及び重点施策、事業（継続・新規）の選択と集中及び優先順位の考え方について。

②固定資産税・法人町民税の超過課税の取り扱いについて。

③職員給与削減の継続と削減率の見直しについて。

④町立病院改築に要する総所要額と財源処置について。

⑤民族共生象徴空間整備による「大型バス駐車場」、「ポロト温泉整備・既存施設整備」、「インフラ整備」等の位置づけとそれぞれの事業費及び財源措置についてです。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

〔町長 戸田安彦君登壇〕

○町長（戸田安彦君） 「財政運営と財政健全化プランについて」のご質問であります。

1 項目めの「『財政がよくなっている』という認識とその理由及び財政基準の具体的項目と判断について」であります。

本町の財政状況は、依然として安心できる状況にはありませんが、この2年間の決算状況、財政調整基金残高、2年以上も前倒しとなる基金繰替運用の解消、さらには、実質公債費比率や将来負担比率の健全化指標等を総合的に判断したとき、本町の財政状況には少なくとも明るい兆しが見えてきているように感じております。

特に、実質公債費比率は、平成28年度決算にも18%未満を実現できる見込みであり、私の着任後の財政状況の推移を考えますと少しずつではありますが、「よくなっている」と実感しているところでもあります。

2 項目めの「平成27年度決算状況について」であります。

1 点目の各会計の収支決算状況と財政調整基金の状況についてであります。27年度の一般会計の決算状況は、歳入103億1,169万8,000円、歳出98億7,003万9,000円、差し引き4億4,165万8,000円、繰越事業財源を控除した4億2,727万3,000円が決算剰余金となっております。

なお、決算剰余金から財政調整基金に2億7,700万円の積み立てを行った結果、財政調整基金残高は7億800万円となっております。

また、特別・企業会計の主な決算状況につきましては、国民健康保険事業会計が1億1,347万8,000円の赤字となったほかは、病院会計、介護保険事業会計など各会計において黒字決算とすることができたものであります。

2 点目の町税の超過課税額と職員給与削減額を除いた収支決算額についてであります。町税における超過課税分の決算額は、町民税1,606万6,000円、固定資産税2億4,353万9,000円、合計2億5,960万5,000円となっております。

また、職員給与削減による効果額は1億100万円でありますので、超過課税と職員給与の削減額の合計は3億6,060万5,000円、これを決算剰余金から差し引いた収支決算額は6,666万8,000円となっております。

3 点目の特別・企業会計で一般会計からの繰入金を除いた収支決算額についてであります。一般会計からの繰出金を控除した場合の各会計の決算については、病院会計2億5,010万円、国民健康保険事業会計3億9,461万円、後期高齢者医療事業会計8,778万円、公共下水道事業会計5億2,484万9,000円、港湾機能施設整備事業会計2,909万9,000円、墓園造成事業会計201万8,000円、介護保険事業会計2億2,856万4,000円、特別養護老人ホーム会計2,207万5,000円とそれぞれマイナス収支となっております。

しかしながら、各会計に対する繰出金は原則として、一般会計が拠出しなければならない、いわゆるルール分が大半を占めておりますので、各会計の収支不足がすなわち赤字と判断するものではありませんが、少しでも独立した経営ができるよう改善に努めたいと考えております。

3項目めの「平成28年度財政運営の財源見通しと歳出での懸念材料について」であります。

28年度の町税及び交付税の見通しにつきましては、普通交付税は7月の算定を待つこととなりますが、決算剰余金による繰越金約1億5,000万円に加え、町税は償却資産の伸長により、固定資産税を中心に予算額を上回る見込みです。

また、歳出に関しましては、国民健康保険事業会計の1億1,300万円の赤字に対する補填が見込まれていることや、象徴空間の周辺整備に対する取り組み等については、現時点ではその事業規模等が明確ではありませんが、慎重に検討を重ねて実施する必要があると考えております。

4項目めの「財政健全化プランの進捗状況について」であります。

1点目の健全化対策の取り組みで、計画通り進めなかった事項とその裁量行為の考え方についてであります。財政健全化プランでは、本町の財政状況の改善に向けたさまざまな対策を講じておりますが、その中で、例えば職員の採用人数など、やむを得ず計画内容との齟齬を生じた事項があります。

当然、原則としてはプランに則り、早期に財政の健全化を図ることが最大の目標ではありますが、責任ある行政運営を行い、持続的なまちづくりを推進していくために、財政状況を勘案しながら必要な対策として採用の判断に至ったものであります。

2点目の町税の超過課税に係る実調定額と収納額及び予算計上額についてであります。固定資産税の実調定額は25年度から2億9,054万2,000円、2億9,518万円、2億8,892万1,000円、収納額はそれぞれ2億5,199万7,000円、2億5,160万3,000円、2億4,353万9,000円となっております。

また、法人町民税の実調定額は、同様に1,400万7,000円、1,430万7,000円、2,160万5,000円、収納額は1,347万2,000円、1,260万1,000円、1,606万6,000円となっております。

28年度の予算計上額は、両税目を合わせまして、実調定額3億388万4,000円に対し、2億5,584万1,000円を予算額として見込んでいるところであります。

3点目の「職員給与・給料の実質削減率と削減実額」についてであります。25年4月1日より平均約9.5%の給料削減を実施しており、期末・勤勉手当も含めた25年度の実質削減率は7.3%、削減実額は1億800万円、26年度の実質削減率は6.8%、削減実額は9,700万円、27年度は給料削減を平均7.4%に緩和し実質削減率7.1%、削減実額は1億100万円となっております。

28年度についても、平均7.4%の給与削減の実施により、実質削減率7%、削減実額1億円を見込んでおります。

4点目の「職員数計画に対する実績及び職員採用数の実態」についてであります。財政健全化プランにおいて、職員定数管理方針は定年退職については退職者2分の1採用を原則とし、自己都合等による早期退職者、消防士、看護師、保健師等の専門職は全員補充としており、25年度退職者20名に対し26年度の採用者数16名、26年度退職者14名に対し27年度採用者数13名、27年度退職者数18名に対し28年度採用者数16名、3カ年合計で退職者52名採用者45名、7名の減

となっております。

財政健全化プランにおける職員数計画では 28 年度の普通会計に属する職員数は 189 名で特別会計を含めた全職員数は 246 名、28 年 4 月 1 日現在の全職員数は 252 名となっております。

5 項目目の「財政健全化プランの見直しについて」であります。

1 点目の見直しの基本方針と課題及び重点施策等の選択と集中及び優先順位の考え方についてありますが、健全化プランの見直しに当たりましては、9 つの重点項目と各対策等の検証、さらには新たな政策課題等について検討を行い、その方向性を定めていくことが肝要であると考えています。さらには、象徴空間や病院改築等の大型事業が予定されていることから、投資的経費が肥大しないよう財政的な制約を設けるとともに、その選択においても広く検討を行うよう努めてまいります。

2 点目の町税の超過課税の取り扱いについてであります。27 年度決算における超過課税分の決算額は 2 億 5,900 万円となっております。

超過課税につきましては、現下の地域経済情勢や人口減少の状況、また今後予定される大型事業や増大する社会保障費等を総合的に勘案した場合、本町のまちづくりを推進し、安定した財政運営を行うためには必要不可欠な財源であると位置づけておりますので、本年度の財政健全化プランの見直しに際しましても継続させていただきたいと考えております。

3 点目の「職員給与削減の継続と削減率の見直し」についてであります。公務員給与は、生活給としてはもちろんであります。職務・職責に応じたものとして支給され、これにより職員の士気を確保するものであります。その給与を削減するという、職員に今まで大きな負担をお願いし、財政健全化を進めてきたものであります。

したがって、財政健全化が進む中において、まずは早期に削減率の緩和を検討していきたいと考えております。

4 点目の「町立病院改築に要する総所要額と財源措置」についてであります。28 年秋ごろを目途に策定する「町立病院改築基本計画」において、新病院の場所、建物の建築概要や延床面積等の病院改築の規模、概算改築事業費等の建設計画及び財政計画などをお示しする考えであります。

町立病院改築にかかる概算総事業費といたしましては、病床数が同規模程度の他自治体病院による建築費用等を参考に試算したところでは、約 20 数億円となる見込みであります。

また、財源内訳としては、国庫補助金である国民健康保険調整交付金活用が想定され、全体事業費の約 1 割程度が見込まれ、地方債は公営企業債としての病院事業債及び過疎事業対策債各 50% を見込み、起債対象外となる基本設計費用等を一般財源で補填する考えであります。

5 点目の「民族象徴空間整備によるインフラ整備等の位置づけと事業費及び財源措置について」であります。白老町活性化推進プランの基盤整備推進分野に方向性を示しておりますが、具体的には本年度の象徴空間市街地活性化調査検討事業によって周辺整備計画を定めていく予定であります。

それぞれの事業費につきましては、整備手法等により現段階では事業費を見込めませんが、「大型バス待機場」は、整備予定地面積でバス 70 台の整備が可能と考えております。「ポロト温泉整備・既存施設整理」は、新設の方針を民設民営としておりますが、新設に伴う泉源や下水道整備の費用積算は調査が必要であり積算できておりません。また、既存施設に係る解体費は約 2,000 万円程度と見込んでおります。

財源措置の考え方についてですが、国への土地の売却益を活用するほか、補助金・交付金等の活用が必要なことから、国や道との協議に基づき、補助金等の認定計画の策定に取り組むことなどによって財源確保を図りインフラ整備を進めてまいります。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 私は項目数が多くて具体的に質問通告をしました。少しでも理解しようと思ったのですが、的確に答弁されてない事項が多々ありまして非常に残念だと思います。そこで、まず質問していきますけれども、先ほども議論ありましたけれども、決算剰余金についてであります。これは決算剰余金による繰越金 1 億 5,000 万円、これは 28 年度の予算執行の留保財源のみとすると、考えるといっていました。そうすると、この 1 億 5,000 万円ですから、非常に大きな額で今後の財政規律の緩和が心配されるのです。そして答弁でもわかりませんでしたけれども、その国保会計の赤字 1 億 1,000 万円ですね、これは先ほどは財政調整基金に積んで取り崩すといっていますけれども、これを剰余金の 1 億 5,000 万円処理をして、後年度に負担を先送りをしてしないような財政運営をすべきだと思いますけれども、どのように考えますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 今、前田議員がおっしゃったようなやり方ももちろん可能ではあります。ただ、今回私どもで考えたのは、あくまでも今後のまだ年度が始まってまだ 2 カ月しかたつてございませんので、今後のいろいろな状況もあろうかと思っておりますので、その辺の状況も加味して、まずは留保財源を確保すると。それと国保の部分についてを財政調整基金に積み立てして、その財源を 1 億円確保していると。今後 7 月の交付税算定もございまして、そこでどのような算定結果になるか、これもまだ想像つくものではございませんので、その辺の今後の財政運営を、加味して現状の積み立てを行ったという考えでございまして。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 非常にこの財政基準の緩和が心配されるのです。ということは、答弁でも 28 年度では町税も償却資産を上回るといっていますね。そういう部分で非常に弾力的な財政運営を考えていますので、非常に答弁の端々は厳しいという言い方をしていますけれども、ちょっと緩みがあるのかと思います。

それで、次に財政調整基金であります。基金残高が 7 億 800 万円、これは町の財政規模からし

ますと決して大きな額ではないと私は思います。予想を超える預貯金がふえると、世の習いで身の丈を上回る財政出動に陥るといった危険性をはらんでいるのです。ぜひ、財政規律を喪失しないしてほしいと思います。それで、大黒財政課長は先ほど7億円以上は積み立てしないと、こういう意向を示しましたね。改めて伺いますけども、それでは財政調整基金の目的と今後の基金管理はどのように考えていますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 財政調整基金というのは、いわゆる現在の予算組み以外に予期せぬ災害等、あるいはそれに類するようなものが発生して、急遽その財政出動が必要になったときに、その貯金を、いわゆる財政調整基金、積立金の貯金を取り崩してそれに充てるという、緊急避難的な財源というふうに認識してございます。ですから、それはあくまでも一般財源でありまして、何に特に目的というのは定められているわけではございませんが、あくまでもそこは先ほどもお答えしておりますが、一定限の財源を確保した中でそれをなるべく下回らないような部分で今後の緊急的な財源として確保する必要があるというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これはどこの家庭も、どこの企業もそうですけれど、今、企業の中では内部留保いろいろいわれていますけど、やはり財政調整基金が多いほど財政の調子がいいと見られるのです。よその町村の例も出してはいたしましたが、その額はどうかということは別にして。そして、これは将来にわたっての持続可能な財政運営を確保する点から、目標額を定めて一定水準以上の積立金を確保していく必要があるのです。先ほどの議論も理解しています。そこで、そのためにも私は基金の積み立てで目標額を設定する必要があると思います。私は前回の3月の議会でもプランでそういうことを言っていますから、そういうことありますかといったけれども、結論出ていませんのでもう1回言いますけども、その健全な財政運営を行っている先進自治体では、条例とか規則等々によって財源留保の状況を示す財政調整基金充足率というような指標を設けて、財政の健全性を維持しているのです。ぜひ、いろいろこれは額とか使い道の議論がありますから、財政調整基金の適正管理、保全、そして財政規律の維持を図っていくために財政調整基金の財源の留保です。留保状態を示すルール的な指針をつくっておくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 現在の財政プランの前に、財政改革プログラムというものを策定しております。その中でも独自の指針というようなものをつくるということで記載してございまして、この件につきましては、前回の議会で前田議員のほうからもご質問があったかと思えます。財政の立場といたしましても、実際財政調整基金がどのぐらい必要かという部分については、最低ラインという部分になるかもしれません。多ければ多いにこしたことはございませんが、そこに積むだけという財政運営というのはやはりまずいとは思っていますが、一定限の確保は必要だというふうに

考えておりますし、今後のプランの中におきまして、この適正な額という部分、今おっしゃられました適正管理、保全、維持という部分も含めまして、その辺の目標額という部分はきちんと定めていきたいというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次、決算状況について認識を伺いたいと思います。戸田町長は先ほどの答弁で財政がよくなっている実感をしていまして、そして述べていました。そこで、今答弁ありましたけれども、その超過課税額と職員給与削減額を除いた、前にも質問して答弁いただいているのですけれども、除いた24年度、25年度、26年度の真水分の決算額は赤字だったのです。しかし、27年度は黒字に転換しています。これはいろいろ背景は別にして、短絡的というか、直感的に質問しますが、その真水分で6,600万円の繰り入れになっているのです。それで財政調整基金が今言ったように7億800万円、そして決算剰余金による繰越金が1億5,000万円出ています。この決算額を総体的に見ると、白老町の財政は赤字体質から脱却し、自立したと理解できますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 私が言った言葉で財政がよくなっているという、この言葉だけで捉えられるとちょっとあれなのですけれども、その前後もあって、先ほども答弁したとおり、依然として厳しい状況ではあるのは十分認識しております。赤字体質ということではありますが、単年度、単年度で予算と決算が出ている中で、今言ったように真水分で考えるとまだまだ厳しい状況というのは認識しております。ただ、その予算の確保の中でまちづくり、事業を推進しているということでは体質としては脱却していると感じております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に、健全財政健全化プランの進捗状況を伺います。これは、その健全化プランのあり方を問いかけるという意味で2つほど質問していきます。まず職員数についてです。健全化プランにおける職員数計画に対して今の答弁で6名ふえています。健全化プランの見直しの直前で、これはたがを外したのではないかと疑われても仕方ないと思います。それで、これは新たな財政負担となります。そこで、この後年度負担が続く6名分の人件費はいくらになりますか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） プランに比べての6名多くなっているということでのご質問です。ちょっと前段お話をさせていただきたいのですけれども、25年、26年、27年度という部分での職員数ですが、実際には実人員として252名、それから253名というような数字で、この3年間は推移してきておりますし、実は28年度も252名ということで、この4年間は大体この

推移というふうになっているということはまず前提として押さえていただきたいと思います。しかし、実施計画ではそれをさらに 28 年度は下げるといふ、そういう計画になっておりましたので実はそこの乖離が生じてきて、今前田議員が質問されています 6 人、計画とは合わなくなっているという状態でございます。ただ、この 6 人が計画と合っていないという部分でいいますと、この理由をご理解もいただきたい部分もありますのでお話をさせていただきたいのですが、やはり今回 28 年度から象徴空間の整備についての職員の体制強化という部分ですとか、それから子育て支援室ですとか、いろいろその行政課題に対しての部分については職員を配置せざるを得ないというか、しなければやはり推進していけないということもございましたので、そういうような課題解決に向けての人員配置であるということをご説明させていただいた上で、今のご質問です。確かに新規採用 1 名という部分で言えば、その 1 名にかかる人件費負担というのは年間約 450 万円程度になります。ですから、今後この職員が 10 年後にどうなっているかといいますと、やはり 650 万円ぐらいまで上がっていくということになります。ですから今、前田議員のご質問というのは、そういう職員をふやすことは将来にわたる人件費の増加、それから財政負担となることを考えて計画的に採用していくべきではないのかという、ここが趣旨かと思えます。そのことを考えれば、やはりその趣旨を十分踏まえて対応しなければならないと考えてございますし、先にお答えしたとおり今回の計画との差異というのは、いずれも早急に対応しなければならないという、こういう中での政策課題に対する配置だということをご理解いただきまして、この辺については今後とも十分に考えて対応していきたいと考えてございます。それで今言いましたように 450 万円ですから、それに 6 人分ということになりますし、さらに 10 年後 650 万円ということになれば、その分の 6 人分はふえると、こういう考え方でございますのでよろしくお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 28 年度財政プランの計画数値が厳しかったという言い方をしますけれど、これは議会とも協議してつくった数字であります。そこで財政健全化プランの取り組みと整合性を図りながら適正な定員管理で行うと、こういうことで第 2 次白老町定員管理計画が策定されているはずなのです。多分、お手元にあると思います。それで、この定員管理に基づいての総枠管理に取り組み、健全化プランの計画目標を達成することにしてはいるはずなのです。そうすると今の答弁は別として、その定員管理計画と財政健全化プランの整合性はこれほどのようになっているのですか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） ご指摘のとおりでございまして、第 2 次の町職員の定員管理計画というのを策定してございまして、それは一度 23 年 2 月に改定をしております、実はこれは 28 年までの計画で定員管理計画というのをつくってございます。今年度中にこれは見直しをかけなければならないという状況にございまして、今進めている、これから見直しのかかる財政健全化プラ

ンとは、そこは十分整合性を取ったものにしなければならないというのが第1点でございます。それと、ではこれまでのプランにその定員管理計画はどうだったのかということでございます。実は定員管理計画自体の見直しは行わないで、プランにおけるやはり人件費の対応策をどうすべきかということがあって、かなり厳しい状況の中でこの職員数の見直しというのは入れてございますが、この基本的な考え方は、いわゆるその当時の24年の見直しのときの人口割りで職員数を出しておりまして、それをもとに最終的にどういう数字をもっていくかということを計画したというのが内容でございます。それも実は普通会計を中心にした定員管理の内容を掲載してございますが、いづれにしてもやはり町職員全体を通して、特別会計も含め、全体を通してやはり定員の管理を進めていかなければならないという考え方に現在たっただございますので、そういう方向の中で見直しを進めていきたいと考えてございまして、それは今回の財政健全化プランの中でも同じ考え方で財政のほうとは調整、協議をした上でその数字を盛り込んでいきたいと考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 定員管理については後でまた質問します。それで、次に健全化対策で計画どおりに進めなかった事項についてです。これについて答弁がありませんでしたけれども、町長が公約にしていた町民活動サポートセンターの設置についてであります。町民活動サポートセンターについては、財政健全化プランの事務事業の整理合理化で見直すことになっています。これはどのような見直しになっていて、削減対策額はいくらになりましたか。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 1時53分

再 開 午 後 2時05分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

町側の答弁を求めます。

大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 大変申しわけございません。ただいまご質問のありました、プランの中の町民まちづくり活動センター事業の整理合理化ということで、見直し内容、町内会連合会の移管ということで、効果額は193万9,000円ということで見込んでいたものでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 答弁のとおりです。その答弁であったのですが、しかし戸田町長は財政健全化プランで取り決められた内容を180度転換させて、2期目の公約にしていますね。今答弁もらいましたけれども、これはきちんと26年度に議会に報告されているのです。そして移管する、対策額193万9,000円削減しましたとなっていました。しかし削減するどころか統合して

しまつて、サポートセンター長の人件費は新たに 28 年度に予算計上されているのです。町長みずからが財政健全化プランで決めたことを、なぜみずからの公約で反することにしたのか、その経緯と理由をお聞かせください。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 町連合主体として地域のコミュニティ活動を見たときに、近年の大きな課題として人口減少、少子高齢化という問題を抱えた地域の活動が低迷してきているという実態を受けて、そのプランに載っていた統合というもので賄いきれなくなったというような状況から、町内会連合会とサポートセンターというものを独立して、その地域コミュニティに対応していこうということで設置したものであります。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 今、私は公約に対して質問をしていました。高橋地域振興課長から答弁ありましたが、町長の公約は高橋地域振興課長がつくったことなのですか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 確かにプランと私の公約は整合性が取れないということで、今改めてプランの中で反省をしているところではありますが、今高橋地域振興課長が答えたとおりで、町連合も含めた声を聞きながら公約とまちづくり活動センター、町内会連合会の意向を踏まえて進めたということでございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 私、これから健全化プラン見直しされますから、健全化プランというものは何かということをお問うためにもこれを質問しているのです。十分な決意が必要だと思います。そこで次に、健全化プランの見直しに入りますけれども、超過課税についてでありますけれども、21 年から 28 年までの 8 年間、調定額と収入済額の総額はいくらになっていきますか。

○議長（山本浩平君） 久保税務課長。

○税務課長（久保雅計君） 超過課税についてお答えいたします。調定額につきましては、平成 21 年度から平成 28 年分につきましては予算額で計算しておりますので実額とは違っておりますが、合計で 24 億 8,086 万 1,000 円が調定額でございます。超過課税につきましてはもう一度ご説明させていただきます。調定額につきましては固定資産税、法人町民税合わせまして、平成 21 年度から 28 年度、28 年度分につきましては予算額でございますので確定額ではございませんが、累計いたしますと調定額で 24 億 8,086 万 1,000 円、収入済額で申し上げますと同じく 28 年度分につきましてはまだ確定しておりませんが、予算額で計算いたしますと 22 億 875 万 7,000 円でございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 8年間で22億8,000万円です、戸田町長、町民に求めているのは大きな額です。戸田町長は超過課税を継続するという考えでありましたけども、決算状況を踏まえて聞いていますけども、その27年度決算で超過課税と職員給与削減額の合計額が3億6,000万円になっているのですね。そして27年度の決算剰余金は4億2,700万円です。2つの今あった3億6,000万円の負担額を上回った黒字決算額になっているのです。そして先ほど戸田町長は財政は自立したと、こう答弁されました。そうすると、単年度だけで見ると財政再建を果たしたとみなしております。戸田町長も自立したと言いました。そうすると、町民から税の軽減を求める声が高まってくることも考えなければいけませんね。大幅な黒字決算となったことから、健全化プランの見直しで超過課税を32年度までに傾斜的に率を下げていって、プラン達成時の翌年度から超過課税を元に戻すということは考えていますか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） この超過課税については、以前に町が財政再建団体になるという、その回避を図るために導入したいきさつがあります。その町民負担の考えをもちまして何とか回避はできましたけれども、なかなかこれまでの公債費、借金の部分の残高が非常に類似団体から見たら、うちのまちの借金の抱え方というのは非常に大きな率として持っております。そういうことからもなかなか実際的な部分での、この財政の厳しさというところは解消されないままに今に至っているのが現状であります。そういう中で、今後さまざまな町が抱える事業等を含め、そして今後高齢者がふえること、それから子育て支援も含め、また、町の業者の人たちの生活の安定化のためにも、やはりこの超過課税については、完全な形でゼロに戻すということは難しい部分があるのではないかと考えております。したがって、今後大変申しわけない部分も含めながらも、しっかりとした町としての財政づくりをしながら、そして町民の皆さんに先ほど上げたような生活の安定化を目指すような、そういう事業展開をしていくことをしっかりとご理解をいただく中で、その超過課税の問題については今後も継続をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） ただいま古俣副町長のほうからご答弁申し上げましたことにちょっとつけ加えまして説明をさせていただきたいと思いますが、実際財政の面から考えますと、現在、一般会計ですけども歳入の総額というのは約100億円ということで、これというのは過去15年、平成12年からほぼずっと100億円前後できているという状況がございます。ただ人口につきましては、平成12年では2万2,000人おりました。現在1万8,000人ちょっとという中で、人口が減っているにもかかわらず財政規模が一緒ということは、基本的にはサービスをなかなか落とさないできているというような状況になってございます。そういった中におきまして、歳入総額は100億円ということでございますが、逆にそのうち、ではその歳入、一般財源、いわゆる税とか交付税ですね、こういったものがいくらあるのかというと、平成19年で100億円のうちの約60億円、

ここがかなり落ち込んで60億円ということなのです。当時、平成12年のときは70億円あったのです。約6年、7年で10億円落ちているというような状況になって、19年非常に厳しいということで超過課税を21年度から導入させていただいたという経緯がございます。それでもう一つ、町税の推移を見ますと、21年導入する前の平成20年の町税の決算額というのが約24億円ありました。しかし26年決算では、これは超過課税導入した金額です。導入してなおかつ23億3,000万円ということで、当時導入するときよりも、現在導入しても下がっているという状況があります。今後、先ほど古侯副町長が申しました安定したサービスを提供していくという部分におきましては、やはり必要不可欠な財源であると言わざるを得ないというようなことで、今回戸田町長の答弁にもありましたとおり、これは継続させていただきたいということでございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 大黒財政課長の答弁からいけば自立していないということですね。税がまだ町民の負担増をあてにしなければ財政はできないということです。それで、それは非常に大事なことです。財政健全化プランの見直しのときにまた議論させていただきます。方向性だけ聞いておきます。

それで次に、給与削減についてであります。給与の場合は平成20年から始まっていますけれども、きょうまで9年間の給与削減の総額はいくらになっていますか。

○議長（山本浩平君） 岡村総務課長。

○総務課長（岡村幸男君） 平成20年からということで出しておまして、平成27年度までの8年間ということでございますが、ここでいきますと総額で8億2,588万円ほど、職員1人当たり直しますと約313万円ほどが削減しているということでありまして、28年度の予算ベースも含め見込みも入れますと、総体では9億2,766万円ほどの見込みになるということです。それで28年度やれば1人当たり351万円ほどの負担をしてもらっているという状況になっております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 9年間で9億2,700万円です。これだけ職員が努力しているということです。それで、私のほうからすると、町の職員は厳しい労働環境の中で私はよく頑張ってくれていると思っています。長期にわたる給与の減額措置の継続は、職員の日々の生活への負担をはじめ、将来の生活設計に対する不安感が私はもう募っているのかと思っています。

そして財政健全化プランでは、給与削減を継続することになっています。先ほども話がありました。しかし削減措置の期間は単年度ごとになっていますね。今、永続的になってきています。そこで伺いますけれども、職員は労働基本権が制約されているのです。そういう中でこういう9年間、9億2,700万円削減しています。そういう中で、これまでの間の職員に対する思いと職員組合とこれまでどのような交渉をしてきたのか、その辺を理事者に伺います。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、大黒財政課長からありましたように、この9年間の中で毎年約1億円ぐらいの給与削減の積み込みが、この9年間の職員の努力があったということを非常に重く感じております。前にも大淵議員のときにもお話ししましたが、19年のときに財政健全化プログラムをつくり、財政再建のためという中で職員の給与削減をはじめてきたわけでございます。そういう中で、本当に財政を再建しなければならないという、その思いを職員が一体となって背負ってきた、そのところのことは非常に重く受けとめております。そういうことから、組合とも今言ったことを踏まえながら協議を進めてきておりますし、今後組合ともさらに協議を進める中で、この給与の削減の緩和、ないしはさらに進めて削減の廃止等も含めて検討していかなければならないというふうに考えております。ただ、そこには先ほどから出ております町民とのかかわりがどうしても外されない問題としてあることも重々承知しておりますので、その中で職員がやはり町民に対しての信頼度を高く保てるような、そういう意識改革、それから事業能力をやはりつけていかなければ、その理解は得れないものというふうに考えております。そういう中でしっかりと職員とも向き合っていきたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 財政再建のために職員はこれだけの負担をしています。しかし、片や職員給与削減について財政再建中であるので給与カットは当然との声とか、総体的に安定した給与条件や公務に対しても町民の目からは非常に厳しい見方がされています。声も入っていると思います。一方で職員の意識の低下や優秀な人材の育成確保といった点が懸念もされています。そこで給与削減を緩和、復元させるかどうかは町民の理解にあります。結局のところ、町長の町民に対する説明責任にゆだねられているのです。そして今、戸田町長、古俣副町長からも健全化が進む中において早期に緩和を検討したいとこう答弁されていますけれども、若干古俣副町長も触れていましたけれども、私は給与削減の見直しのための前提条件とした、まず町民負担の軽減、職員数の適正管理、活力あるまちづくりの財源確保、そして1日でも早い財政再建を果たすことにあります。改めてまた今度は戸田町長に伺いますけれども、戸田町長が職員給与を緩和しようとしたときに町長、職員、行政が町民の理解を得るために取り組まなければならないことはありますか。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 財政健全化プランの中の一つの重点課題として職員の給料があるわけですから、職員の給料の削減と財政だけをすると、やはり町民の目からすると先ほど言ったように厳しい声があるというのは十分認識しておりますが、この中の9項目も合わせて象徴空間の課題もございまして。そのほか全体を見直すということでもありますので、それだけについて町民に説明するというのではなくて、全体として説明をさせていただきたいというふうに考えておりますし、給料の削減率を緩和するとかというときは、やはりそれをもって予算の確保、財政の確保はき

ちんとしなければならないと考えておまして、財政の健全化は先ほどの大渕議員の質問から続くのですが、うちはやはり起債、借金が多くてその借金を返済するというのが大きな要因でありますので、財政健全化を早期にするということは借金を返すということがやはり重要なことと考えると、今給料削減、超過課税率も合わせてそのままやっていったほうが早く進むのです。ただ、それだとまちづくり全般的にプラスにはならないということで、やはりバランスも考えながら財政健全化プランを進めていくということを考えますと、給料の削減もそうですし、超過税率もそうですし、この健全化プランの見直しのときにきちんと町民には説明していきたいというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私は財政再建の見直しとかプランの数字的な見合いから給与削減云々と言っているのではないのです。それで、今言ったように町長、職員、行政、町民の信頼を得るために何をしなければいけないかということがあると思います。私これからあまり言いませんが、前段の同僚議員もやはり政策形成能力とか、それも非常に欠けているのではないかとされているのです。町民も非常に多いのですけれども、そういう部分から見て、理事者として、もし職員の給与を緩和するときに、これだけはやはり先にやらしてもらわないとだめだし、これだけはやらなければいけないと、まちのために。そういうものはありませんか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 給与削減の今のところの緩和というところを、どういうふうな観点から見ていくかというところで、町民目線というのが一つあります。それと同時に、その削減をされているというか、している職員がどういうふうな思いを持っているかというところもしっかり捉えなければならないことだと思います。そういう中であって、一つはやはり今プランを実行しているときですから、前にも前田議員にもご答弁申し上げたようにやはり身の丈にあった財政運営をしっかりとしていかなければならないと、そのところの足場はしっかり持つべきところだと一つは思います。それから、内部的においては、やはり本当に町民サービスに向けての信頼度をどういうふうにしてこの役場全体から醸し出すかということが非常に大きな意味があることだと思っております。職員のほうにも常々戸田町長から申し上げているところは、やはり私たちは信頼を売りにして、それを糧にして、みずからの生きる糧の給料をもらおうと、そういうふうな成り立ちの中でやっている意識改革を十分進めていかなければならないと思っています。と同時に、やはり職員としての能力形成ですね、そのためにはやはり研修も含め、それから日々の業務のあり方についての見直しを、組織的にしっかりと先輩職員とのかかわりを持ちながら、みずからが形成していく、そういうことをやはり進めていかなければ、先ほど言った町民への信頼はつくられていかないと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 次に、象徴空間についてであります。この整備等については午前中、同僚議員からも厳しい質問がありました。私はもつともだと思っています。遅いぐらいだと思っています。私も考えていますし、議会の中の何人からもこういう声があるということのためにも、重複する部分もあるかわかりませんが、質問をさせていただきます。まず、るる事業をたくさんあげました。この活性化プランでもいろんな行動指針といいながら、これもやりたい、あれもやりたいと、こういっていますけれども、今しなければいけないことは、町長として施策事業の方向性と優先順位を決定しなければいけないのです。皆さん待っているのです。言っては悪いけれども職員も。そこで、るるこういうことをやりたい、ああやりたいと事業も出せませんでしたけれども、私が聞くのは、ここよく聞いておいてくださいよ、平成32年度までに必ず完成させなければならない周辺区域の事業の優先順位と年度別事業、そして事業費はどのようになっていますか。32年度までに、博物館が開館するまでに町がしなければいけないことがありますね。そういう意味です。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 町といたしましては、その32年度までにしなければならぬ事業といたしまして、まず国が整備に入る象徴空間エリアのことで、国が整備に入れるような状況にするということ。それから先ほども申しましたように、完成したときに周辺の道路の環境で障害が出るものを少なくとも完成させなければならぬと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 2つほどでしたけれども、4月に町長を先頭に町内の関係団体と象徴空間の整備にかかる要望活動をしてきましたね。町長は覚えているかどうかわかりません。私はしかと耳にしたのですけれども、その複数の省庁の中でこういうふうに言っているのです。白老町で何をやりたいのかを早く上げてほしいと、こういう声がありました。やはり一日でも早く行動すべきなのです。なぜかといったら、詳しく言えませんがわかりますね。補助金と見合いとかいろいろあるのです。国も32年を後にして町がどういう形でやりたいか見えないとできないのです。そういうことで、これは間違いないですね。そういうことで今答弁されましたけれど、そのとおりなのです。そして、議会で説明されていきましたね。象徴空間中核区域周辺の配置図ありましたね。あれから見たらはっきりしているのです。大型バスの駐車場、温泉施設、ポルト公園線等の周辺道路の整備、そして博物館建設用地の支障物件の除去、これを計画的にしなければいけないのです。急務としてすぐに。そこで今の答弁を聞いていると、何もなし。そこで、早急に工程をプログラムしなければ進まないと思いますけれども、32年度逆算したら、この工程とプログラムはいつまでにつくろうとしていますか。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） ただいまの絶対にしなければならぬものを含めて、今回の予算化しております中心市街地の調査検討事業の中で、秋までにその工程表をつくっていかうと考え

ております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） ぜひ、秋までに約束してください。

それでは具体的にポロト温泉整備についてであります。アイヌ施策推進会議の作業部会で、ポロト温泉について公共団体、民間に協力いただきたい事項にポロト温泉の移設、再構築について言及しているのです。その内容は承知していますか。

○議長（山本浩平君） 遠藤地域振興課アイヌ施策推進室長。

○地域振興課アイヌ施策推進室長（遠藤通昭君） ただいまご質問のありました件についてでございますけれども、国のほうでは象徴空間整備を具現化するために各種会議を開催しております。その中の政策推進作業部会の報告書になりますけれども、ポロト温泉の移設、再構築をする場合に当たってですけれども、再構築する場合につきましては、施設規模や外観等については周辺環境との調和に配慮するということ。そして温泉利用者、象徴空間来場者の利便性の観点から、新たな温泉施設は宿泊機能や飲食、物販機能を備えた多目的施設として整備されることが望ましいとされているところでございます。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） この部分だけでいけば非常にハードルは高いです。そのとおりにはないと思いますけれども。そこで、町の温泉施設整備の方針は民設民営ですね。このことは企業誘致になると思います。当然 32 年の営業を逆算すると時間は限られます。民設民営のための事業者選定のタイムリミットと誘致活動をしているとしたら水面下での感触はいかがですか。

○議長（山本浩平君） 高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今お話にありましたように水面下云々というのはちょっとあれなのですけれども、現在そういうふうに民設民営という方向性を出しましたので、これから町として売るための準備もあるのです。当然、町有地にしてからですけれども、その泉源の湯量の問題ですとか、中に下水管が走っているとか、そういうようなものの整備をまずして、そのことで湯量がいくら、面積がいくらということで具体的に話を進めていきたいと思いますが、今の状況でまず民間の意向の状況といいますか、そういうものは正規な対応とか窓口とかというのは設けておりませんけれども、そういうような意向があるところとお話を聞いていこうという状況でありまして、先に言いました前段の準備をして、町としての条件設定ができましたら、いわゆる公募といいますか、そういうような形で民間を募りたいと考えております。できれば年度内にそういうことを整理したいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ぜひ成功していただきたいと思います。それを前提にして次の質問ですけれども、民間事業者は採算があわないとちゅうちょしますね。これははっきりしています。よって、民設民営がだめになった時の手立てを並行して進めないで計画期間内の温泉施設整備は非常に厳しいと思います、財源も含めて。着工時までには温泉の方向性、土地、建物の規模等を検討すると先般の説明ではなっていますね。そこで仮の質問に答えないというかもわからないけれども、これはきちんと頭に入れておかなければいけないと思いますので聞きますけれども、民設民営が頓挫した場合、町長の政治判断で町がみずからポロト温泉を建設してリニューアルオープンすることになりますか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 高橋地域振興課長が答弁したとおり、まずは民設民営というのは第一に進んでいくと、これは基本になるわけですが、万が一そういうところがなかったときに副案といましようか、まちがどう考えるかという視点でのご質問ということでお答え申し上げますが、まだ状況的にはそうなった場合では公設民営なのか、公設公営なのかという、そういう選択も出てくることになろうかとは思いますが。ただ、今ある温泉があと何年、どれだけの量があって使っていくか、また維持していく上でも、どのぐらいの費用が必要とするか、そういった視点も単に今ある状況だけをすり返るだけではなくて、今後の10年、20年後見据えた中でやはりそこは考えなければいけないと思います。なかなかまちが全てをもって公設の温泉をやっていくという部分にはいろいろなリスク、負担がかかってくるということもありますし、民間活力、白老のポロト温泉のみならずまち全体にある民間温泉、旅館、ホテル、そういったところのことも考えて判断しなければならないというふうに捉えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 答弁が段々また曖昧になってきましたね。先ほど高橋地域振興課長は、年度中に民営する事業者の選定を公募するといっているのです。そうですね。そうすればだめな手立てを考えなければいけないと思います。民営を公募するということはいつまでオープンしますとなりますね。町民は期待します。だけど応募がなかった、だけど採算が合わなかったからやめます、ではどうするか。当然、財政健全化プランというのは計画を盛り込んでいない政策はできないですね。そうすると聞きますけれども、町がポロト温泉を整備する場合は、今答弁ありました温泉本体施設、既存の施設の解体、そして泉源のポンプの更新ありますね。これらの総事業費として財源は健全化プランに載せて担保しなければいけないのです。もし、公設公営となるとなれば。そうですね。ことしのうちに公募するといっているのですから。時系列的にいつまでそうしなければいけないのです。そうすると、ポロト土地の売却益を見込むとしても、その額を健全化プランに計上しなければいけないのです。予算は相対主義ですから。そして、そうすると温泉施設整備について、次回この見直しする財政健全化プランでの取り扱いはどうなりますか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 一つ前のご質問のときに前もって私答弁申し上げましたけども、まず基本は民設民営は大原則ですということをお答えしました。その上で年度内にここということで進めていくわけですが、結果としてそれで進めばそれでいいと思うのです。では今前田議員が仮にどうか、もしもの場合そういうところがなかったときにどうするのだと、その部分をプランに、では公設公営、公設民営にしてもプランにその財源が必要ではないかという視点でのご質問と思いましたが、先ほどそうなるにしてもいろんな部分での調査が必要ですし、それから温泉もそうなれば宿泊ではなくて本当に今、町民の方々が喜んで利用している、そういった本当に日帰りだけの小さな浴槽でということもいろんな手立てが考えられると思うのです。ですから、今こういうふうにやりますということは今日の段階では申し上げられませんが、仮にということになれば、その部分はまた次のきちんとその財政規律の中でそのことが実行できるかどうか、そのこともきちんと議会と議論した上で次につなげていくことになろうかと思えます。現段階は基本は民設民営です。そうならなかったときにどうすることは、また議会ともきちんとその辺は議論させていただきたいという考えであります。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それ以上議論しませんけれども、そうなったときに財源は健全化プランで32年度まではコンクリート化されていますね。入ってくる余地はないと思います。新たな財源を生んでやりたいというような形になるかどうかわかりませんが、今の答弁以上議論してもはじまりませんので、そういうふうを考えていきます。それで、今いった土地の売却です。ポロトの土地の売却代金の取り扱いは財政健全化プランの見直しでも重要なポイントになると思います。29年度中に国へ用地を売却する予定になっていますね。これは議会でのこれまでの答弁を参酌すると、おおむね6億円前後が見込まれます。当然、土地に係る支障物件の除去、元用地の取得経費等々、そのほかにありますね。仮にポロトが新設しなくてもポロトの解体とか、泉源とか、そういうことをしなければならぬ。そういうものを含んだらいくらい今の時点でかかるのか。そしてそれらを除いたら、その売却益をどれくらい見込んでいるのか。そして残りますから残ったものはどう使おうと、今内部で議論して、これでもうある程度、29年見えているのですから整理されていると思いますけども、そこを具体的に答弁願います。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 2時45分

再 開 午 後 2時47分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

高橋地域振興課長。

○地域振興課長（高橋裕明君） 今ご質問にございました詳細には至らないかもしれないですけども、今言える段階では、一応机上の積算上での現段階の話にしかありませんが、公社とか、除去に使った後に残る額としましては2億7,000万円程度と積算はしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 2億7,000万円ぐらいですね、わかりました。具体的な内容はまた議論されると思いますけども、そこで次に財源対策です。政策目標の達成、実効性を高めるためには財源確保の裏づけ当然必要であります。これまでも議論しています。それで財政健全化プランによって政策事業、投資的経費に充てる財源を一般財源1億5,000万円以内、地方債の借入を3億円以内と枠配分して現在は縛りをかけています。見直しされる財政健全化プランでの一般財源と地方債発行額の枠配分はどのように考えられますか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 今回、見直す中におきましてのこの起債の総枠、それから一般財源の限度額という部分についてはきちんと盛り込みたいというふうに考えてございますが、ただ、この金額については現段階ではまだ具体的に収支見通しも出しておりませんので、そこをいくらするかという部分についてはまだ金額的にはお示しできません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 1点だけ確認しておきますけども、先ほど副町長は超過課税は完全な形でゼロに戻すことは困難だと言っていましたね。当然、超過課税を含む額になりますけども、そういう部分も含んでいると解釈していいですか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） プランの中におきましては、現行の超過課税でお願いしたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 現プランでのその財源枠は堅持すると今言いませんで次回考えたいということですけども、仮に堅持したとしても今まで議論して大型事業はすごいですね。当然、重要政策を展開するためには、さらなる財源を見出さなければなりません。一つしてはポロトの売却代金が2億7,000万円入ってきました。しかし、これも用途が決められると思います。そこでその財源的な裏づけとして考えられることを、27年度の決算状況を勘案して、踏まえて端的に申しあげます。超過課税を恒久的に継続する考えと、こうしています。そうすると、今ある1億5,000万円は別にして、懸案政策を実現するために超過課税の用途を決めるのです。ということは、超過課税の半分相当額を特定目的財源化して縛りをかけると。例えば27年度の超過課税額は約2億

6,000万円ですから、この半分の1億3,000万円を政策実現の原資にするという考えです。今、現行の1億5,000万円は別途ですから、これは別な形で財源を留保していますから。それで、この毎年度の超過課税額の今言ったように半分をコンクリート化して、インフラ整備、産業振興策、象徴空間関連整備等の事業投資資金に限定して、まちの活性化に見える形にして町民に還元するのです。そうすると町民も税の負担分、継続されるといっても理解は示していただけたと思います。新たな超過課税額の用途を限定して、投資的経費に充てるという考えにはなりませんか。

○議長（山本浩平君） 大黒財政課長。

○財政課長（大黒克巳君） 今の前田議員のご意見でございますけど、内容的には私も賛成といえますか、そのような考えを持ってございます。ただ、前提としまして超過課税、これはあくまでも町税でございますので土地計画税と違って目的税ではございません。というので色がついていないということからすれば、そこの超過課税分を何がしかの特定の事業に充てるということにはなかなかならないのかというふうに考えます。ただし、その超過課税分、例えば2億円の超過課税があるとしたらその部分を何らかの事業投資基金と今申しておりましたが、そのようないわゆる積立金、何らかの財政調整基金ではない特定目的基金に積んでいくということについては、今回のプランの見直しの一つの大きな方針として、もちろん起債残高を早期に解消するということと、もう一つやはり積立金を積んでいって今後の財政基盤を強固なものにするという部分も必要だと思っておりますし、その部分が何らかのその特定目的基金に積まれて、それがその基金をもとに町民に少しずつでも還元していくという部分については、今回の見直しの中では当課としましてもやっていきたいというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 私は法定目的でという言い方ではなくて、そういう意味で政策判断をして、そういう財源を確保して、今まちづくりを行ったらどうかと。財政を抑制することは大事です。けども、それを踏まえて一定の財源を確保していかにはまちの活性化を図るということも、これは我々の務めですから、そういう部分を含めて、そのばらまくのではなくて、経常費もそういうのではなくて、一定の分も経費をとって経常費的なものはやはり削減すると、そういうことでやりませんかということですので、その趣旨を踏まえて、今答弁ありましたので十分に考えてください。それで、町民に増税の負担を求めている以上、むだな支出を劇的に切り詰めることです。劇的です。そこで、当初から膨大な赤字を垂れ流しているバイオマス燃料化施設の稼働を早急に休止することです。これまでのいろいろな議論はさておいて、それは議論しません。そこで休止して生まれた経費、約6,000万円を投資的経費の財源にこれは確保するのです。そして病院の改築事業や子育て教育振興事業に充てるのです。これによって6,000万円の一般財源というか、投資財源ができるのです。これは即実行するのみです。国に補助金云々というけども、そういう計算は別になります。もし私は政治力で休止すべきだと思っておりますから、そういうことで即実行するのみです。

れども、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 今、前田議員から提案された、そのことについては非常に使い方としては欲しいところは十分ありますけども、なかなかバイオマス燃料化施設の問題については、これはまた後ほど議論しなくてはならないところがかかなりあるだろうと思いますけれども、やはり国との関係を含めて、このバイオマス燃料化施設のあり方については、健全化プランの中でもどういふふうな進め方をすべきなのか、そのあたりで再度またこちらの考え方も含めてお出しした中で議論をさせていただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これは財政関係、最後に質問します。それで午前中の同僚議員、今の私これまで議論してきました。端的に物を言わせてもらいますけれども、戸田町長、副町長、もう机上プランの仕事を脱却しませんか。何事を決めるのにも時間がかかり過ぎませんか。今、議論してきましたけれども、具体的なイメージが出てきません。そういうことで、失礼な言い方かも知れませんが、今はやはり理事者のリーダーシップを非常に求められているのです。そういうことで、これまで議論してきましたけれど、政策の展開や方向性が曖昧模糊たる状況を感じ得ません。そこで、町として象徴空間の整備期間はおおむね平成32年ですね、町立病院改築も32年、ポロト温泉の建築は30年です、公設民営とした場合です。そして財政健全化計画プランの計画期間は32年度までです。大型事業が重複しているのです。全てできません。優先順位を決めて集中的に財源を振りむけていかなければいけないと思いますけれども、まちの課題に的確に対応した政策形成を行う能力を高めて、方向性を定めて、財源的な裏づけを図って、集中的に資金投資しなければまちづくり政策は前に進みません。病院しかりです。町民が元気づき、まちが活気づく、持続可能な行政運営ができる実効性のある財政健全化プランをつくらなければなりませんけれども、その判断を求めて私の質問を終わります。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） ただいまこの政策づくりと申しますか、まちづくりにかかわってのご心配も含め、ご提案をいただきました。確かに我々、町長を含めて、私ども副町長のリーダー性が非常に問われるこの32年と申しますか、それまでの本当に身近な時間体であるというふうなことは強く意識しております。そういう中で、どのような政策づくりをし、そこにどのような財源裏づけをはりつけていくかという、そういうことの中での実効性を確かなものにしていくためには、やはり日々の政策づくりをしっかりと進めていかなければならないと思っています。そのために行政会議のあり方についても、今年度から新たな、大淵議員のところのご答弁にもさせていただきましたけれども、新たなその行政会議のつくり方も今進めております。そういう中でその実効性、そして迅速性をしっかりと持ったまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、いろいろな部分でご理

解と、それからご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩をいたします。

休 憩 午 後 3時02分

再 開 午 後 3時10分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

では、二つ目の質問をお願いいたします。

13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） 小中一貫教育について質問します。

（1）小中一貫教育・小中一貫型「連結」教育の定義について。

（2）全国・全道の小中一貫教育の取り組みと導入（設置）状況について。

（3）白老町の小中一貫教育の展開について。

①意義と必要性について。

②計画の位置づけについて。

③制度設計と基本的な方向性について。

④導入時期と導入までのタイムスケジュールについて。

（4）小学低学年からの英語教育の導入時期・取り組み内容・カリキュラム等と小中一貫との位置づけについてであります。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

〔教育長 安藤尚志君登壇〕

○教育長（安藤尚志君） 小中一貫教育についてであります。

1項目めの「小中一貫教育・小中一貫型「連結」教育の定義」についてであります。

小中一貫教育は、「小中連携教育を進展させ、目指す子供像を共有し、9年間の系統的な教育を目指す教育」のことであります。

また、小中一貫教育を実現するために、義務教育9年間を一つの学校で行う新しい学校『義務教育学校』と従前の機能を有したまま小学校と中学校が連携して教育活動を行う小中一貫型学校の2つのタイプがあります。

ご質問にある「小中連結教育」は、小中連携教育をより強化し、発展的に取り組んでいくことを目指し、本町独自で用いている言葉でございます。

2項目めの「全国・全道の小中一貫教育の取り組みと導入（設置）状況」についてであります。

文部科学省の調査によりますと、平成28年度小中一貫教育を実施しているのは、全国で239校であります。

そのうち義務教育学校として実施している学校が22校、道内では斜里町、中標津町の2校であ

ります。また、小中一貫型学校として一貫教育を実施している学校は全国の公立学校で 346 校、道内での実践校はありません。

3 項目めの「白老町の小中一貫教育の展開」についてであります。

1 点目の「意義と必要性」についてであります。1 つ目は、本町の課題でもある中学校進学時の不登校等の増加など、いわゆる中 1 ギャップを克服するため、生徒指導のほかに教育内容や指導方法の連携を充実させ、小学校から中学校への滑らかな接続を図ってまいります。2 つ目は、児童生徒に確かな学力を育むため、今後、小中学校の教員が連携し、専門的な指導の充実や児童生徒の学習に対してきめ細やかな指導を行ってまいります。

3 つ目は、義務教育 9 年間を通した豊かな学びを創造するため、児童生徒が減少する中、小学校、中学校の垣根を越えて、地域との連携を一層充実させながら、ふるさと白老に愛着と誇りを持つ児童生徒を育ててまいります。

2 点目の「計画の位置づけ」についてであります。白老町教育推進基金計画の重点施策の確かな学力の育成の取り組みの一つとして、「義務教育 9 年間の学びを保障する小中連結の強化」を実施してまいります。

小中一貫教育については、白老小学校、白老中学校において今年度より取り組んでまいります。

3 点目の「制度設計と基本的な方向性」についてであります。本町においては、小学校、中学校がそれぞれ独立した学校としての機能を有しながら、教育方針、教育内容について連続性、系統性を確保した教育活動を行ってまいります。

4 点目の「導入時期と導入までのタイムスケジュール」についてであります。白老小学校、白老中学校において、今年度、両校のプロジェクトチームによる、ふるさと学習や道德教育などのカリキュラムの連携や生徒指導の連携を進めてまいります。また、学校運営の連携を深めるために学校経営方針や学校評価のあり方についても調整してまいります。29 年度からは、地域の意見を取り入れながら目指す子供像を明確にするとともに、9 年間を通じた教育課程の編成に着手してまいります。

4 項目めの「小学校低学年からの英語教育の導入時期・取り組み内容・カリキュラム等の小中一貫教育との位置づけ」についてであります。

今年度から各校への A L T 派遣回数をふやし、小学校低学年から「話す」、「聞く」という活動を中心に英語に親しむ授業を行っております。

カリキュラムとしては、実施初年度である今年度は、小学校低学年、中学年において年間 5 時間から 10 時間の実施を予定しております。また、小中一貫教育との位置づけについては、義務教育 9 年間を見据え、身につけさせる力を明らかにして指導を行ってまいります。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） これから質問は関係ありますので一括で質問させていただきます。小

中連結連携と小中一貫についての答弁がありました。特別定めがない限り、小中連結連携教育も小中一貫教育のくくりとして理解してよろしいですか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） まず連携教育と一貫教育という言葉の違いと申しますか、広く捉えれば全て連携教育という捉え方でよろしいかと思えます。連携教育を突き詰めて、より強化していくことが一貫教育と、そのようなご理解をいただければというふうに思えます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうすると、今、小中連携の強化が小中一貫教育につながると申しました。具体的に伺いますけれども、一貫教育制度を生かす改正学校教育法が開始されていますね、多分、知っていると思えます。市町村の判断で新たに小中一貫校教育を行う義務教育学校が設置できる。既存の小中学校を義務教育学校にもできると。そうすると白老町の小中連携の強化の教育は、学校教育法で定める義務教育学校としての位置づけにはなるのですか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 結論から申しますと、義務教育学校という学校のタイプではございません。つけ加えますと、この新しい学校のタイプをつくっていくためには、教員が小学校と中学校の免許を2つ持っている必要性がございます。ですから、それを今すぐ導入することは大変難しいというふうに思っております。また学校のタイプとしても、これは義務教育学校という一つの学校でございますので校長が1人になります。ですからもし仮に、白老小学校と白老中学校を義務教育学校にした場合に、校長は1人しか置けないというような実態もございますので、本町では導入いたしません。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうすると、教育委員会で町民なんかにはPRしてはいますが、そうすると仮称白老学園、一貫型教育となっているのです。ああいう形からいけば、義務教育学校にはならないのですか。

○議長（山本浩平君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） 私のほうから、仮称白老学園についてでございますが、当初、本町といたしましては学園という考えを持って、仮称ではございますが白老学園という名称をつけてやりますというようなPRというか、周知をしてきたところでございますが、この名前をつけることによりまして校舎が一つになるですとか、あるいは登別市の明日中等教育学校、こういったものをイメージされてしまうというような可能性が出てきたというような考えに立ちまして、検討していく中で今は仮称白老学園という名称は使わず一貫教育を目指すというようなことにしております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） それでは3月の議会で総合計画の基本計画の変更が議決されていますね。その基本計画の小中学校教育の確かな学力の育成にあたっての施策ということで、小中一貫型連結の教育体制により確かな学力を育成としています。今の話で義務教育学校ではないということがわかりました。そうすると、総合計画は構想基本計画、実施計画の3層構造になっていますね。改定された基本計画に伴って実施計画が策定されるはずですが、されていると思いますけれども、それでは実施計画について、いまだに議会にも説明なく計画書が配布されていませんけれども、この改定された基本計画に沿った実施計画はできていますか。

○議長（山本浩平君） 高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 実施計画、28年度から30年までの3カ年度分ですけれども、今策定作業を進めておりまして、最終段階ちょっと財政のほうの財源の整合性を図るといようなことも進めておりまして、6月中には皆さんのお手元に出せるということで、作成作業を進めております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） そうしたら今、教育委員会が義務教育学校の白老学園が誤解されるから連携学校にするとおっしゃっていましたがね、連携学校の強化を図ると。そうしたら、今、実施計画がまだできていないですね。今、手がけていっていますね。では実施計画はどのような計画になるのですか、事務事業名、事業概要、実施期間、年度ごとのお金がかかるとおっしゃいます。先ほどの答弁でどういうふうに整理されているのですか。計画中の段階でいいです。

○議長（山本浩平君） 岩本学校教育課長。

○学校教育課長（岩本寿彦君） 一貫教育の関係でございます。まず予算的なものは特にかからないというような形で、小学校、中学校が連携して一貫型の教育を目指すということで、ここは小中学校間の教員同士がいろいろ教育活動等についていろいろと決めたりですとか、そういったことでございますので、予算的な部分では経費はかからないと思います。

○議長（山本浩平君） 暫時休憩いたします。

休 憩 午 後 3時23分

再 開 午 後 3時24分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

高尾企画課長。

○企画課長（高尾利弘君） 今、岩本学校教育課長が答えましたように、金額的には、実施計画は先ほどと同じ答弁になりますけれども、今、策定中でありまして、先ほど言ったように基本的には教育の部分でいいですと、連携のほうを進めていくということの中で、要するにコミュニティ・

スクールについては両方一緒にやるという考え方で聞いておりますので、そちらのほうの予算だとか取り組みという部分でも実施計画に載せている内容で作業を進めております。

○議長（山本浩平君） 古俣副町長。

○副町長（古俣博之君） 安藤教育長からの答弁がありましたように、小中一貫教育、本町で進めているその小中一貫型の連結教育、連携教育ということにつきましては、あくまでも制度的な意味での一貫という、ここである学校教育法の中にある義務教育学校だとか、それから小中一貫型の学校だとか、そういう押さえはしているものの、その法的な意味での押さえはありません。今、本町で行っているのは、よりそれに近づいた形での教育環境をつくり出すということで行っている状況なのです。ただ、もう一つあるのはコミュニティ・スクール、今高尾企画課長のほうからあったように、コミュニティ・スクールというところにおいては、これは財政的な問題も含めてかかわってくるところがありますから、そういう部分での財政のところの裏づけもしていかなければならないと思っています。今、実施計画そのものについて、これまで教育委員会の中で進めてきたその一貫型の連結教育、連携教育というところの縛りつけの部分で、これからの中で再度実施計画の中での盛り込みはしていかなければならないとは思っていますけれども、それに制約された形で必ずそれがなければできないということではございませんので、その辺のところのご理解はよろしく願います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これは町長の公約なのですね。ですから、私は具現化に近づけるべきだと思いますし、その手法はきちんと明確にしなければ効果が出ないと思います。それで義務教育学校とは何だろうと、こう思って質問をしたのです。そのためにどういうものをしていかなければいけないかというふうに思っています。そうすると、義務教育学校ではなくて、それに準ずるような教育の形態だとありましたね。ですから、そうすればなぜ実施計画にここまでの文言ですけど、踏み込んだ内容は多少あったのだけれども、当然実施計画と、基本構想は連動しなければいけないのです。だから私は聞いているのです。今まで議論しているけれども、なぜそういうふうにその政策形成がちぐはぐになってくるのかと私は思うのです。それで、私の趣旨はなにかといたら、小中一貫連結といいますね、これは28年、29年度より取り組みますとっています。それで制度設計の基本的な方法の答弁では、文言だけで教育活動を行っていくとしかかかっていないのです、言葉だけで。それでその小中一貫型教育の目標や方針、計画等をやはり明確にしなければいけないのではないかと私は思っているのです。それでなければ学校はできないはずで、教育委員会も何もなくて指導するわけにはいかないと思います。そういうことで、今のところ計画が明確化されていないですね。そこでこの方針、今の小中一貫型の教育の方針の計画の策定は、今古俣副町長も話していただきましたけれども、小中一貫型教育に準ずると言いましたね。そうすると小中一貫教育の成否を左右するほどこれは重要と考えておかないとだめなのです。そうですね。そのためには小中一貫校に関する基本

方針、基本計画、そして実施計画になるかどうか別にして、それらを含めてきちんと策定をしなければいけないのではないかということなのです。私はそれを求めて今回質問をしているのですけれども、そういう策定をする考えにあるのかどうかということをもっと伺います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） まず初めに、前田議員のほうに本町で進めるこの小中一貫教育の教育の形づくりが、義務教育学校であるというような誤解を与えてしまったということについては、まずお詫びを申し上げたいというふうに思います。当初から教育委員会としては、義務教育学校を目指していたのではなくて、今も実際に小学校と中学校は連携しております。おりますけれども、それをより1歩、2歩進めていこうということの意思表示が一貫型という形でのスタイルだにご理解いただきたいと思っております。今、前田議員のほうからご指摘ございましたように、一貫型のメリットは何か、連携型との違いは何かということ、まさに今前田議員からご指摘ございましたように、方針を共有するということがこの一貫教育では、義務教育学校ではなくても一貫教育では大変重要なことで、これがやはり1番原点になるというふうに考えております。本町においては、先ほどお話ししましたようにもう既にさまざまな連携が行われておりますので、その連携をまずは進めていこうというのが今年度でございます。ですから、ゼロからつくるのではなくて、もう既に行われている連携からスタートして、去年までできていなかった部分で、例えば道徳教育だとか、ふるさと教育についてより連携を進めていくと。その中で子供たちの目指す子供像というものをじっくり議論しながら、お互い学校間で共有しながら立ち上げていこうということでございます。ですから、どうしても始まりの部分としては方針がまず策定され、そこから一貫型の教育がスタートしていくというのが非常に一般的だとは思いますが、本町においては、お話し繰り返しになりますが既に連携という部分での実践がございましたので、そこはそのまま進めながら、そしてさらに目標の共有化、方針の共有化、そこに進んでまいりたいとこのように考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） ぜひ、そういう形で方針等をつくっていただきたいと思っております。それで確認しますけれども、今準ずる一貫教育になるといっていますね。多分、教育長は十分に理解していると思うのだけれども、その義務教育の内容、特色とすれば、しないというから聞かなかつただけだけれども、あえて一貫教育にそれが反映するかどうかということをもっと確認したいのですけれども、その特徴として学年を区切ることを学校が柔軟に変更できる、一貫教育です、義務教育学校は。そして中1ギャップと同じくいっていますけれども、中1ギャップの解消に向けての成果ができる。学習要綱の、指導要綱の範囲を超えて中1の学習内容を小6に前倒しすることや独自の教育強化の導入、これは文部科学省への申請なしに実践することになっているのです。これがあって本当に小中一貫教育の充実といえると思うのですけれども、うちは連携となっていますけれども、私はこれがあって初めてその白老町の教育方針をきちんと立てれば、独自の確かな学力の育成がで

きると、私は町長の公約をいいと思って、ことしの年度から見ても義務教育学校の制度が 28 年度から始まるからちょうどいいのかと思ったのですけれど、何かそうではなくて、それに準じて一歩進むというならちょっと不安を感じたので、それで策定をしたらどうかとこういうことになっていました。それで、一例を申すと、やはり小中一貫校に関する基本計画、その小中一貫校の全体像、基本方針、考え方は、そして白老学園がなくなりましたけれども、白老小中一貫型として、それとしての教育目標、学校づくりの視点、特色ある学び、当然教育環境の整備等々、これらの取り組みを計画的に体系的に位置づけて、そしてもう一度お話ししますが、小中一貫校に関する基本方針、基本計画を策定すると、こう安藤教育長から力強い答弁がありましたけど、間違いはないか、それでいつまでにつくるかをお聞きします。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） いずれにしても、こういう新しい取り組みを行いますので、このことが子供たちにとって、あるいは保護者の皆さんにとって本当に教育の成果として出るように学校と一体になって教育委員会も取り組んでまいりたいと思います。ただいまご指摘ございました取り組みの工程でございますけれども、先ほど来の繰り返しになりますが、今年度は主にカリキュラムを中心とした連携を取り組んでまいります。今年度後半部分から次年度にかけて、目指す子供像の共有、あるいは学校経営方針の共有を小学校、中学校でプロジェクトチームをつくって策定してまいりたいと思っています。またこれが一定限でき上がった段階で、また保護者の皆さんや地域の皆さんにもお伝えしながら、お力添えを賜ればと、こんなふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 13 番、前田博之議員。

〔13 番 前田博之君登壇〕

○13 番（前田博之君） 次に英語教育についてであります。英語教育の重要性は日増しに増していますし、私も必要かと思えます。ただ、早く英語教育を導入することがいいかどうかという意見は分かれているところでもありますけれども、それは別にして、今の時代は避けてはおれないのかと思えます。ただ、今答弁を聞くと、私はもっと期待していたのです。きちんと強化を位置づけたら、こういう効果があるときちんといわれるのかと思ったら、ただ年間 5 時間から 10 時間になっているのですけども、これで何ができるのでしょうか。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） 現在、小学校の教育課程においては、例えば小学校の低学年は英語は位置づけられておりません。ですから、ほとんどの学校では英語についてはまだ取り組まれていないという状態があるかと思っております。ただ、本町では確かに時間数だけ申し上げますと 5 時間、10 時間でという部分がございますけれども、このことが就学前の子供たちがもう幼稚園や保育園で実際に英語活動をされているという実態も一つございます。実際小学校に入ってきて、今英語が始まるのは 5、6 年生、外国語活動なのです。そうすると 4 年間のブランクがあるのです。そこからまた 5、6 年生から英語が始まっていくという部分でございます。ですから、今回こういった一

貫教育という一つの括りを使いながら、まさに幼保との連携だとか、中学校の連携をしていく一つの窓口が英語になるのではないかと、そんなふうに考えております。ですから小学校低学年では、英語の力をつけるというよりは英語に親しむという、そのことに重点を置いて取り組んでまいりたいとそうように考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

〔13番 前田博之君登壇〕

○13番（前田博之君） これですべてにしますけれども、小中一貫教育という言葉を使わせてもらいますけれども、その小中一貫教育は、今までも議論されていますように9年間という時間をもとに子供の成長、発達を図る計画を立てて組織的に展開する営みであるといわれていますし、私は必要だと思います。安藤教育長つくると言っていましたから、ぜひお願いします。そこで、この将来の学校づくりを義務教育学校ではないのですけれども、小中一貫教育の取り組みを通して新たな可能性を開く学校にして、これから時代を担う子供たちの夢と希望を持てる教育の醸成に努めていただきたいと思いますのですけれども、最後に質問したいと思います。

○議長（山本浩平君） 安藤教育長。

○教育長（安藤尚志君） ただいま前田議員からお話ございました点は、本当に私どもも何のためにこの新しくこういった学校のスタイルを取り入れるのかということに尽きると思います。これまでの学校のあり方について一つ風穴をあけていくこともございますし、本当に白老の子供たちを力をつけて育てていくという意味での取り組みでございますので、ぜひ議員にもご理解、ご指導いただければというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 以上をもちまして、13番、前田博之議員の一般質問を終了いたします。